



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

昨年11月に発行しました「良佳村エリア町民割引券」の有効期限は、11月30日(土)までです。有効期限を過ぎての利用はできませんので、期限内にご利用ください。



02
良佳村エリア町民割引券を
ご利用ください

問 商工観光課 商工観光振興室 観光係

町の除雪業務の時間確保のため、今年度から下図のとおり町道・共有地道路の一部区間を通行止めいたします。そのため、10号道路から北10線道路への通り抜けはできません。ご不便をお掛けしますが、よろしくお祈いします。

●期間 12月1日(日)~令和7年3月31日(月)



01
町道・共有地道路の
一部通行止めについて

問 建設課 管理室 維持係

03 ぴっぷすスキー場 お得なシーズン券のお知らせ

今年もお得な「町民価格」のシーズン券を販売します。ご来場をお待ちしています。

問 商工観光課 商工観光振興室 観光係

ぴっぷすスキー場
ホームページ



料金表 (有効期間 営業開始日~令和7年3月23日)

区分	町民価格	内容・条件
大人	15,000円	
中学生	5,000円	身分証明書提示
小学生以下	5,000円	
ファミリーパック	18,000円	大人1人に対して中学生以下全員(同居に限る)

ご用意いただくもの

顔写真(縦4cm×横3cm) 単身胸上から1枚
※ファミリーパックで購入する場合、作成する全員分の顔写真が必要です。



販売日時・場所

① 11月11日(月)~29日(金) ※平日のみ

時間 午前8時30分~午後5時 / 場所 役場商工観光課

② 12月1日(日)以降

時間 午前9時~午後4時

場所 スキー場センターハウス「スキップ」総合案内所

特典① 「令和7年4・5月遊湯ぴっぷ入浴無料」

遊湯ぴっぷフロントでシーズン券を提示すると無料で入浴することができます(休館日を除く)。

特典② 「北海道スキーシーズンネット」

北海道スキーシーズンネットに加盟している他のスキー場のリフト券が特別料金で購入できます。

05 12月2日から 保険証等が廃止されます

後期高齢者医療のお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉室 国保医療係

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、12月2日から保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証が廃止されます。お手元にある保険証・認定証は、有効期限まで使用することができます。

	後期高齢者医療被保険者証	限度額適用・標準負担額減額認定証 限度額適用認定証
令和6年 12月1日まで 【現行】	<ul style="list-style-type: none"> 75歳になる方や障がい認定で加入される方は保険証が交付されます。 紛失したときは役場窓口で申請すると再交付されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 役場窓口で申請すると交付されます。 紛失したときは役場窓口で申請すると再交付されます。
令和6年 12月2日から 【変更後】	<ul style="list-style-type: none"> 保険証の新規取得や再取得はできず、以下の対応となります。 ①マイナ保険証(保険証利用登録をしているマイナンバーカード)をお持ちの方は、医療機関に提示することで受診することができます。 ②マイナ保険証やマイナンバーカードをお持ちでない方には、申請がなくても「資格確認書」を郵送しますので、引き続き医療機関を受診することができます。 <p>※令和7年8月年次更新までの一時的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を交付します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新しい認定証は発行されず、以下の対応となります。 ①マイナ保険証をお持ちの方は、ご自身の負担区分は「マイナポータル」で確認できます。 ②資格確認書をお持ちの方は、役場窓口で申請すると、任意で資格確認書に負担区分が併記されます。 <p>※過去に認定証を申請していた方は、負担区分が併記されます。それ以外の方は、役場窓口で申請ください。</p>

※特定疾病(人工透析を実施する慢性腎不全など)の方に交付される「特定疾病療養受療証」は、12月2日以降も継続して交付されます。

●国保の被保険者の方については、今月号の折り込み「ぴっぷのこくほ」をご確認ください。

06 衆議院議員総選挙結果

問 選挙管理委員会(総務企画課)

第50回衆議院議員総選挙および第26回最高裁判所裁判官国民審査が10月27日に執行されました。選挙区選挙および比例代表政党別得票数は次のとおりです。

●北海道選挙区候補者別得票数

候補者名	(会派)	比布町
おぎう 和敏	(共産)	150
にしかわ 将人	(立民)	887
東 くによし	(自民)	831

(届出順・敬称略)

●比例代表政党別得票数

政党名	比布町	政党名	比布町	政党名	比布町
日本維新の会	48	安楽死制度を考える会	9	日本共産党	144
自由民主党	568	社会民主党	24	国民民主党	87,767
れいわ新選組	142	公明党	154	立憲民主党	626,232
参政党	28	日本保守党	46		

町ホームページ
「各選挙の情報」
(選挙管理委員会)



●投票所別投票率

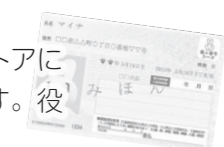
区分	当日の有権者数	期日前・不在者投票者数		当日の投票者数	投票者数計		投票率	
		小選挙区	比例代表		小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表
第1投票所(農村環境改善センター)	2,586人	844人	845人	849人	1,693人	1,694人	65.47%	65.51%
第2投票所(蘭留地域センター)	149人	67人	67人	27人	94人	94人	63.09%	63.09%
第3投票所(東園地域センター)	268人	66人	66人	68人	134人	134人	50%	50%
計	3,003人	977人	978人	944人	1,921人	1,922人	63.97%	64%

●最高裁判所裁判官国民審査は、いずれも罷免を求める投票が過半数に達しないため、全員が信任されました。

04 証明書のコンビニ交付サービスが始まります

問 税務住民課 税務住民室 戸籍年金係

マイナンバーカードを利用して、住民票などの証明書を、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機(キオスク端末)から取得できるサービスを始めます。役場が休みの日でも、証明書を取得することができます。



利用開始予定日	利用するために必要なもの
令和6年12月中旬頃から	<ul style="list-style-type: none"> ①マイナンバーカード(顔認証カードは不可) ②利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁) ③手数料 <p>※マイナンバーカードの交付を受けた日および利用継続手続きをした日の翌日から利用できます。</p>
利用できる日時	利用できる店舗
<p>毎日 午前6時30分から午後11時まで</p> <p>※年末年始(12月29日～1月3日)、不定期に行われるメンテナンス日、各店舗の営業時間外を除きます。</p>	<p>全国のマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアなど。詳しくは▶</p> <p>※比布町内ではセブンイレブン、セイコーマート</p>



取得できる証明書の種類			注意事項
証明書の種類	手数料	利用できる人	
住民票の写し	300円	比布町に住民登録のある人	<ul style="list-style-type: none"> 本人および同一世帯員の分を取得できます(世帯主・続柄、本籍・筆頭者の記載を選択可)。 転出者や死亡者など、除票になっている方の分は取得できません。 マイナンバーや住民票コード入りの住民票は発行できません。 最新の住所および前住所が記載されます。
印鑑登録証明書	300円	比布町で印鑑登録をしている人	<ul style="list-style-type: none"> 本人の分のみ取得できます。 転出(予定)者や死亡者などの分は取得できません。
所得証明書	300円	比布町に住民登録があり、前年中の所得情報がある人	<ul style="list-style-type: none"> 本人の分のみ取得できます。 転出(予定)者の分や過年度分の証明書は取得できません。 最新年度のみの発行となります。
課税証明書(非課税証明書)	300円		
所得・課税証明書	600円		

注意事項	コンビニ交付の安全対策
<ul style="list-style-type: none"> 氏名の字数が印刷できる範囲を超える場合や規格外の文字を使用されている方の証明書は対応していませんので、役場窓口で申請してください。 手数料が町条例により免除される場合でもコンビニ交付ではお金がかかり、返金はできません。 誤って証明書を取得した場合でも、返金・交換はできません。 戸籍の届け出を行ってから、その内容が証明書に反映されるまでには数日かかります。 利用者証明用電子証明書の暗証番号を3回間違えてロックがかかってしまったときは、役場窓口で暗証番号の再設定の手続きが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 証明書の印刷完了までは数分がかかります。受け取るまでその場を離れないでください。 マイナンバーカードや証明書の取り忘れにはご注意ください。 システム内のネットワークは専用の通信ネットワークを利用しているほか、通信内容の暗号化を実施しており、個人情報漏洩の防止対策を講じています。安心してご利用ください。

07

比布町の家計簿、令和5年度の決算をお知らせします

問 総務企画課 総務室 財務係

■決算の概要

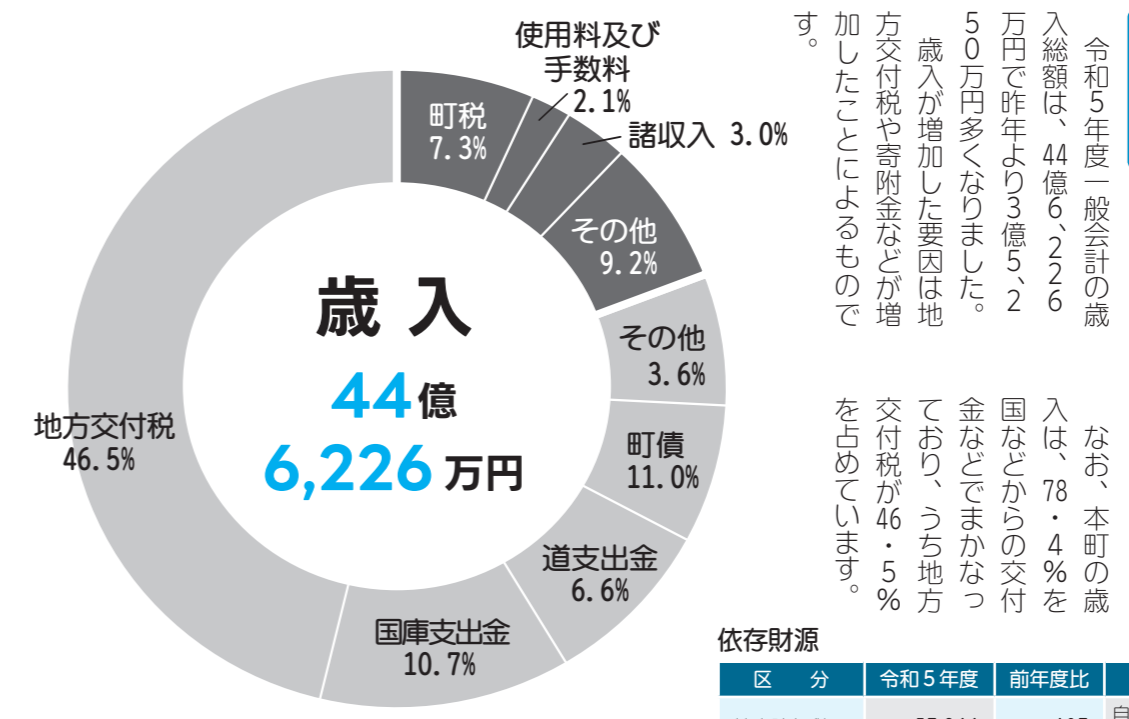
令和5年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は歳入が60億3,123万円(前年度比3億9,301万円増)、歳出が57億3,355万円(前年度比4億1,983万円増)となりました。

■一般会計の決算

皆さんから納めていただいた税金や国や道からの交付金などは、町で実施している事業や私たちの生活をよりよくするためにさまざまに活用されています。決算は、町にどのくらいの収入(歳入)があり、どのように使われたのか(歳出)を分かりやすくまとめたものです。

皆さんの生活に最も関わりの深い一般会計を中心に概要を説明します。

歳入



令和5年度一般会計の歳入総額は、44億6,226万円(前年度より3億5,250万円多くなりました)。歳入が増加した要因は地方交付税や寄附金などが増加したことによるものです。

なお、本町の歳入は、78.4%を国などからの交付金などでまかなっており、うち地方交付税が46.5%を占めています。

■は自主財源 (21.6%) ■は依存財源 (78.4%)

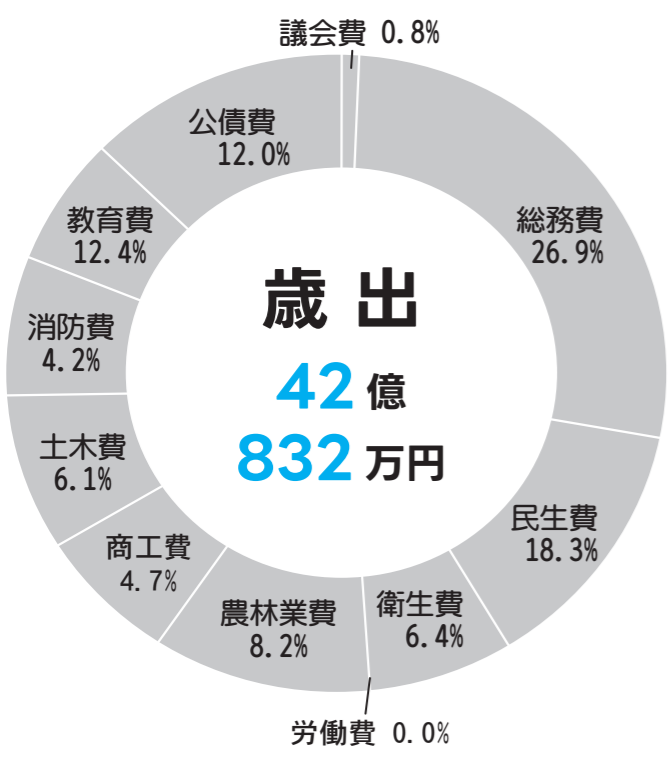
依存財源

Table with 4 columns: 区分, 令和5年度, 前年度比, 説明. Lists various income sources like local grants, interest, and national grants.

自主財源

Table with 4 columns: 区分, 令和5年度, 前年度比, 説明. Lists self-sufficient resources like municipal tax, fees, and interest.

歳出



歳出総額は42億832万円(前年度より3億8,326万円増加しました)。目的別の内訳(下表①)を見ると、総務費が約27%と最も多く、次いで民生費約18%、教育費と公債費が約12%となっています。

①目的別歳出の状況 (単位:千円)

Table with 4 columns: 区分, 令和5年度, 前年度比, 説明. Lists various expenditure categories like council fees, general administration, and social welfare.

②性質別歳出の状況 (単位:千円、%)

Table with 5 columns: 区分, 令和5年度(決算額, 構成比), 前年度比(増減, 増減率). Shows the breakdown of expenditures by nature.

※端数処理のため合計などが合わない場合があります。

■特別会計の決算

特定の事業や特定の収入に基づいた事業を行う際に、経理を他の会計と区別する場合があります。こうした会計は一般会計とは別に特別会計と呼ばれます。町では6つの特別会計があり、各特別会計の令和5年度決算は下表のとおりです。

■特別会計 (単位:千円)

Table with 4 columns: 区分, 歳入, 歳出, 差引. Lists special accounts like national health insurance and nursing insurance.

財政健全化法とは？

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、地方自治体財政の「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」を目的として公布されました。

この法律で地方公共団体は国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断する4つの指標（以下、「4指標」という）と、公営企業の経営状況を明らかにする指標を公表することが義務づけられました。

これまでの方法の場合、単年度のみの数値だったため、今は良くても将来的に財政が健全なのかどうかはわかりませんでした。

この指標により、将来を含めた町の財政状況や、

公営企業会計の経営状況を確認することができます。

4指標のうち1つでも国が定める基準を超えた場合は「早期健全化団体」、「財政再生団体」となり、それぞれ計画を作成し、財政の健全化を図ることになります。

※1 早期健全化団体

～国が定める早期健全化基準を超えた場合、「財政健全化計画」を定め、この計画に沿って、自主的な財政の健全化を図ります。

※2 財政再生団体

～国が定める財政再生基準を超えた場合、「財政再生計画」を定め、この計画に沿って、国等の関与による財政の健全化を図ります。

比布町の算定結果は？

■ 4指標で判断します

①実質赤字比率

[一般会計を対象とした歳出に対する歳入の不足額の、標準財政規模^{*}に対する比率]

※標準財政規模～町の標準的な一般財源の収入額

②連結実質赤字比率

[特別会計を含めたすべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率]

比布町の場合、①、②はいずれも黒字のため、赤字比率は発生しません。

③実質公債費比率

[一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率]

比布町の場合、実質公債費比率は6.8%で、国の基準を下回っています。

④将来負担比率

[一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率]

比布町の場合、将来負担比率は6.7%で国の基準を下回っています。

本町の4指標と国の基準

(単位：%)

	比布町の比率	国の基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	-	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	-	20.0	30.0
③実質公債費比率	6.8	25.0	35.0
④将来負担比率	6.7	350.0	

■ 資金不足比率

[各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率]
比布町は各事業とも資金不足額がないため、資金不足比率は発生しません。

公営企業の経営状況（資金不足比率）

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
簡易水道事業特別会計	-
公共下水道事業特別会計	-
観光事業特別会計	-

令和5年度決算に基づく比布町の4指標、公営企業の経営状況は、いずれも国の基準を下回り健全団体となっていますが、国からの交付税の動向によっては指標が悪化するおそれがあるため、引き続き慎重な財政運営を行っていきます。

財政用語解説

財政に関する用語を簡単に解説します！

◆一般会計

町の基本的活動を遂行するために必要な経費やその収入を経理する会計です。

◆特別会計

特定の事業や特定の収入に基づいた事業を行う場合、その事業に係る経理を他の会計と区別する必要があるときに条例や法律に基づいて設置する会計です。

◆自主財源

町が自主的に収入することができる財源。町税、使用料・手数料などが自主財源にあたります。

◆依存財源

国や北海道から交付される財源。地方交付税、国庫支出金、町債（借金）などが依存財源にあたります。

◆基金

条例の定めにより、特定の目的のために資金を積み立てたものです。

令和5年度末 町債残高

区分	町債残高
一般会計	43億2,918万円
観光事業特別会計	2億2,579万円
簡易水道事業特別会計	3億8,017万円
公共下水道事業特別会計	5,305万円
合計	49億8,819万円

町民1人当たりが負担したお金

= **94,777円**

町税総額3億2,660万円÷人口3,446人^{*}

町民1人当たりに使われたお金

= **1,221,219円**

歳出総額42億832万円÷人口3,446人^{*}

※人口は本年3月末現在住民基本台帳等登録数

■ 基金（貯金）の現状

令和5年度末合計

17億205万円

(単位：千円)

区分	現在高	前年度比
財政調整基金	778,099	-24,296
国民健康保険事業基金	55,837	-14,000
観光事業基金	49,187	-16,712
ふるさと創生基金	93,677	12
減債基金	80,061	61
社会福祉基金	11,225	1
公共施設整備基金	114,684	-9,876
地域福祉基金	96,551	-7,778
中山間ふるさと・水と土保全基金	10,000	0
まちづくり研修事業基金	21,404	-90
介護保険事業準備基金	76,316	5,620
まちづくり応援基金	62,056	13,980
過疎地域自立促進基金	116	0
こころの豊かさ基金	30,361	1,587
庁舎等整備基金	200,979	200
びっぴいちご再振興基金	7,279	-582
森林環境譲与税基金	8,616	2,188
まち・ひと・しごと創生基金	5,598	515
合計	1,702,046	-49,170

■ 町債（借金）の現状

町が大規模な事業を行う場合は、国・北海道の補助（2分の1から3分の1程度）を受けた場合でも、残りの額をその年の町の自主財源ですべて支払うことは不可能です。また、町民が長期間にわたって利用する施設は、それを利用する後世代の町民も含めて少しずつ負担していくという方が理にかなっています。

不足を地方債（町債）で補う方法をとっています。比布町の町債は令和5年度末残高を見ると一般会計で43億2,918万円、全会計では49億8,819万円となります。地方債を活用して施設の整備を行うことも大切ですが、過度に地方債に依存することは町財政の健全性を損なうこととなります。そのため、財政運営を考慮しながら事業を実施する必要があります。

3. 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日）

区分	給料月額等	期末手当支給割合	区分	給料月額等	期末手当支給割合
給料	町長	700,000円	報酬	議長	245,000円
	副町長	580,000円		副議長	184,000円
	教育長	540,000円		各委員長	173,000円
		議員		163,000円	
		4.50月分			

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土・日

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年1月1日から令和5年12月31日）

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数
2,856.9日	748日と6時間	74人	10.1日

(3) 休暇等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	内容
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合、必要最小限の時間（私傷病は90日以内、結核性疾患は180日以内。）
特別休暇（主なもの）	●忌引休暇 親族に応じた日数 例：配偶者～10日、父母～7日、子～5日、祖父母～3日または7日（代襲相続） ●結婚休暇 5日 ●リフレッシュ休暇 3日 ●出産休暇 分娩の予定日前8週間（多胎の場合は14週間）、分娩の日後8週間 ●配偶者出産休暇 3日 ●妊娠障害休暇 妊娠中 14日
介護休暇（無給）	配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する6月以内に必要な期間。
育児休業（無給）	3歳に達するまでの子を養育するために、希望する期間休業することができる。
育児短時間勤務（無給）	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、常勤職員のまま、いくつかある勤務形態から選択し、週40時間より短い勤務時間で勤務することができる。
部分休業（無給）	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、職員の託児の態様・勤務の状況などから必要とされる時間について、30分を単位として1日を通じて2時間を超えない範囲内で部分休業することができる。

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和5年度） なし (2) 懲戒処分者数（令和5年度） 1人

6. 職員の服務の状況

職員の職務専念義務の免除及び営利企業等の従事制限の状況（令和5年度）

区分	延べ人数
職務専念義務免除の人数	50人
営利企業等の従事許可の人数	0人

(注) 職務専念義務免除の人数には、職員の健康診査を含む

7. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況（令和5年度）

区分	参加人数
北海道市町村職員研修センター等	30人

(2) 勤務評定制度の概要

地方公務員法に基づき、職員の執務について人事評価を行い、その評定の結果に応じた措置を講じている。

(3) 職員親交会の状況

職員親交会は会員相互の福利、親睦を図るとともに教養を高め、体育・文化及び事務能率の向上に努めることを目的に各種事業を実施しており、会員（職員）の会費及び町の交付金などで運営されています。①会員数 104人 ②総事業費 1,464千円 ③町の交付金 164千円（令和5年度） ④主な事業 文化・体育部活動助成、慶弔見舞金の給付、施設利用助成
※会員数の中には一部事務組合職員なども含む

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（令和5年度）

区分	対象者数	受診者数
人間ドック	49人	48人
定期健康診断	25人	25人

(2) 公務災害の認定件数の状況（令和5年度）

1件

9. 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度） 0件

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況（令和5年度） 0件

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

区分	採用者数	退職者数							合計
		定年退職	早期勲奨	普通退職	分限退職	懲戒退職	失職	死亡退職	
一般行政職	2人								
技能・労務職									
合計	2人								

(2) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師・保健師・栄養士	13人	17.1%
2級	主事・技師・保健師・栄養士	8人	10.5%
3級	係長・主査・主任	17人	22.4%
4級	室長・課長補佐・主幹・係長・主査	23人	30.3%
5級	課長・参事・室長・課長補佐・主幹	9人	11.8%
6級	会計管理者・課長・参事	6人	7.9%

(注) ①比布町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
②標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職務である。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口（5年度末）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	（参考）令和4年度の人件費率
3,446人	4,208,319千円	253,940千円	677,855千円	16.1%	18.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数（A）	給与費			計（B）	一人当たりの給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
5年度	74人	255,452千円	53,332千円	106,427千円	415,211千円	5,611千円
6年度	77人	260,513千円	52,741千円	113,717千円	426,971千円	5,545千円

(注) ①職員手当には退職手当を含まない。②給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 期末手当・勤勉手当

区分	比布町		国	
5年度支給割合	期末手当 2.45月分	勤勉手当 2.05月分	期末手当 2.45月分	勤勉手当 2.05月分
加算・減額措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(4) 時間外勤務手当（決算額）

区分	支給実績	支給職員一人当たり平均支給年額
4年度	15,380千円	296千円
5年度	11,777千円	231千円

(5) その他の手当（令和6年4月1日現在、令和5年度普通会計決算額）

手当	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者・父母等：6,500円 扶養親族たる子：10,000円 特定期間加算：5,000円	同		6,936千円	231千円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（限度27,000円） 自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である職員（月額7,000円）	異	自己の所有に係る住宅に居住している世帯主の職員への手当支給なし	9,843千円	166千円
通勤手当	交通機関利用者：運賃等相当額支給 自動車等利用者：片道2km以上	同		637千円	58千円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給（8～10%）	異	職務の級別に定額を支給	8,719千円	379千円
寒冷地手当	世帯区分に応じ支給	同		6,230千円	84千円

「比布町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び条例施行規則」に基づき、職員の給与や勤務条件などの人事行政の運営状況を次のとおり公表します。
なお、令和5年度比布町人事行政の運営などの状況は、町ホームページ、または、役場総務企画課総務室総務係でもご覧いただけます。

10 「空き家」の管理は大丈夫ですか？

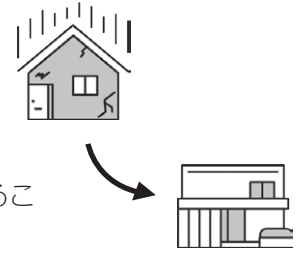
問 建設課 管理室 管理係

先月号に引き続き、空き家の管理方法などについて紹介します。

プラン1 管理者自身が活用する

リフォームには、建物の長寿化と資産価値が上がる効果があり、将来的に売却することを考えてもメリットがあります。

内容によっては、税金の控除や減免措置、町の補助金制度（今年度は終了）が利用できます。



リフォームによる所得税額の控除

税制の種類	控除対象期間	控除額	利用可能なローンの種類	適用されるリフォームの種類
リフォーム促進税制	1年	工事費等の10% (控除対象限度額あり)	ローンを利用していても自己資金でも対象	耐震、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化、子育て
住宅ローン減税	10年間	年末の工事費用のローン残高の0.7% (控除対象限度額あり)	10年以上の償還期間	耐震、バリアフリー、省エネ、その他増改築工事など

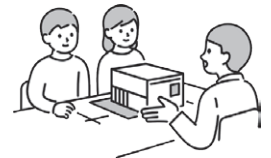
リフォームによる固定資産税の減額措置

税制の種類	減額対象期間	軽減額
耐震、バリアフリー、省エネ、長期優良住宅化 (戸建て、マンション)	工事完了年の翌年度分	家屋の固定資産税の1/2もしくは1/3 (リフォーム内容による)

プラン2 賃貸する・売却する

自分で利用する予定のない空き家は賃貸物件にしたり、売却することができます。

また、空き家の期間が短いほうが、将来自分が使うときにも傷みが少ない状態で使うことができるというメリットがあります。



● 利用する人をどうやって探す？ ●

「北海道空き家情報バンク」などのWEBサイトなども積極的に活用しましょう。また、町の「不動産業者への媒介報酬（仲介手数料）補助制度」も利用することができます。

● さまざまな活用事例があります ●

活用方法は家に限らず、飲食店や雑貨店、グループホーム、地域コミュニティスペースなどの事例があります（用途を変更する際は、法律上の規定にご注意ください）。

● リフォームは借りた人にお任せする方法も ●

リフォームしないと貸し出せない場合は、借りた人に全てお任せする方法もあります。どこまでリフォームしてよいのか、退去時にはどうするのかを明確にしておきましょう。

● 将来自分で使いたい人は「定期借家契約」を ●

賃貸を始めてしまうと、自分で使いたいときに使えないのでは？という不安がある人には、あらかじめ契約期間を定める「定期借家契約」がおすすめです。

空き家の価値を見極めたい場合は、不動産鑑定士に相談を

管理している空き家をまず不動産鑑定士に鑑定評価してもらい、資産価値を知ってから売却するかどうか検討する方法もあります。

